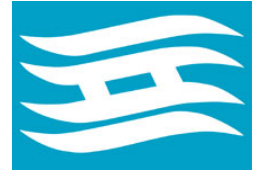


兵庫県公報

平成24年12月17日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	1
○ 兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	3
○ 兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例（議会事務局調査課）	4
県議会告示	
○ 兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則	4
○ 兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程	7

公布された法令のあらまし

●兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「調査研究に資するため」から「調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第45号）

地方自治法の一部改正に伴い、委員会に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第46号）

地方自治法の一部改正に伴い、政務調査費並びに公聴会及び参考人に係る規定について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則（議会告示第3号）

地方自治法の一部改正に伴い、公聴会及び参考人に係る規定等について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第44号

兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、兵庫県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

第8条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「兵庫県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するために必要な経費の一部に充てるため、兵庫県議会の」及び「（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）」を削り、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（政務活動費を充てることのできる経費の範囲）

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談等地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることのできるものとする。

第9条第1項各号列記以外の部分及び第2号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同項第3号中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同号ケを同号コとし、同号クを同号ケとし、同号キを同号クとし、同号カを削り、同号オを同号キとし、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 広報広聴費

オ 要請陳情等活動費

第9条第1項第4号及び第2項から第4項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し及び同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第13条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

会派に交付する政務活動費に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派が雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
広 報 広 聴 費	会派が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う政務活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	会派が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

事 務 費	会派が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

議員に交付する政務活動費に係る政務活動に要する経費

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員が雇用する職員の参加に要する経費
会 議 費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換等各種会議への議員の参加に要する経費
広 報 広 聴 費	議員が行う政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う政務活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の兵庫県政務活動費の交付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第8条第3項の規定により交付を受ける政務活動費から適用し、同日前に改正前の兵庫県政務調査費の交付に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第3項の規定により交付を受けた政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項の規定により提出されている会派結成届又は会派異動届は、改正後の条例第5条第1項の規定により提出された会派結成届又は会派異動届とみなす。



兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第45号

兵庫県議会委員会条例の一部を改正する条例

兵庫県議会委員会条例（昭和38年兵庫県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。



兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第46号

兵庫県議会基本条例の一部を改正する条例

兵庫県議会基本条例（平成24年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出しを「(政務活動費)」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の右に「その他の活動」を加え、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第16条第1号中「委員会の運営に当たり、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

県 議 会 告 示

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月17日

兵庫県議会議長 藤 原 昭 一

兵庫県議会告示第3号

兵庫県議会会議規則の一部を改正する規則

兵庫県議会会議規則（昭和36年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第10章 秘密会

第96条（指定者以外の退場）

第97条（秘密の保持）

第11章 辞職及び資格の決定

第98条（議長及び副議長の辞職）

第99条（議員の辞職）

第100条（資格決定の要求）

第101条（資格決定の審査）

第102条（決定の通知）

第12章 規律

第103条（品位の尊重）

第104条（携帯品）

第105条（議事妨害の禁止）

第106条（離席）

第107条（禁煙等）

第108条（許可のない登壇）

第109条（議長の秩序保持権）

第13章 懲罰

第110条（懲罰動議の提出）

第111条（懲罰動議の会議）

第112条（懲罰事犯の審査）

第113条（代理弁明）

- 第114条 (戒告または陳謝の方法)
- 第115条 (出席停止の期間)
- 第116条 (出席停止期間中出席したときの措置)
- 第117条 (除名が成立しないときの措置)
- 第118条 (懲罰の宣告)

第14章 会議録

- 第119条 (会議録の記載事項)
- 第120条 (会議録の配布)
- 第121条 (会議録に掲載しない事項)
- 第122条 (会議録署名者)

第15章 協議又は調整を行うための場

- 第123条 (協議又は調整を行うための場)

第16章 議員の派遣

- 第124条 (議員の派遣)

第17章 補則

- 第125条 (会議規則の疑義に対する措置)
- 第126条 (会議規則の改正) 」

を

「第10章 公聴会及び参考人

- 第96条 (公聴会開催の手續)
- 第97条 (意見を述べようとする者の申出)
- 第98条 (公述人の決定)
- 第99条 (公述人の発言)
- 第100条 (議員と公述人の質疑)
- 第101条 (代理人又は文書による意見の陳述)
- 第102条 (参考人)

第11章 秘密会

- 第103条 (指定者以外の退場)
- 第104条 (秘密の保持)

第12章 辞職及び資格の決定

- 第105条 (議長及び副議長の辞職)
- 第106条 (議員の辞職)
- 第107条 (資格決定の要求)
- 第108条 (資格決定の審査)
- 第109条 (決定の通知)

第13章 規律

- 第110条 (品位の尊重)
- 第111条 (携帯品)
- 第112条 (議事妨害の禁止)
- 第113条 (離席)
- 第114条 (禁煙等)
- 第115条 (許可のない登壇)
- 第116条 (議長の秩序保持権)

第14章 懲罰

- 第117条 (懲罰動議の提出)
- 第118条 (懲罰動議の会議)
- 第119条 (懲罰事犯の審査)
- 第120条 (代理弁明)
- 第121条 (戒告または陳謝の方法)
- 第122条 (出席停止の期間)

第123条（出席停止期間中出席したときの措置）

第124条（除名が成立しないときの措置）

第125条（懲罰の宣告）

第15章 会議録

第126条（会議録の記載事項）

第127条（会議録の配布）

第128条（会議録に掲載しない事項）

第129条（会議録署名者）

第16章 協議又は調整を行うための場

第130条（協議又は調整を行うための場）

第17章 議員の派遣

第131条（議員の派遣）

第18章 補則

第132条（会議規則の疑義に対する措置）

第133条（会議規則の改正）

に改める。

第73条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第126条を第133条とし、第125条を第132条とし、第17章を第18章とする。

第16章中第124条を第131条とし、同章を第17章とする。

第15章中第123条を第130条とし、同章を第16章とする。

第14章中第122条を第129条とし、第119条から第121条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第15章とする。

第13章中第118条を第125条とし、第110条から第117条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第14章とする。

第12章中第109条を第116条とし、第103条から第108条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第13章とする。

第11章中第102条を第109条とし、第98条から第101条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第97条を第104条とし、第96条を第103条とし、同章を第11章とする。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手續）

第96条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を兵庫県公報に登載して公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第97条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由の概要及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第98条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第99条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第100条 議員は、公述人に対し質疑することができる。

2 公述人は、議員に対し質疑することができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第101条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可をした場合は、この限りでない。

(参考人)

第102条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第99条（(公述人の発言)）、第100条（(議員と公述人の質疑)）及び第101条（(代理人又は文書による意見の陳述)）の規定を準用する。

別表中「(第123条関係)」を「(第130条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。



兵庫県議会告示第4号

兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年12月17日

兵庫県議会議長 藤 原 昭 一

兵庫県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年兵庫県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。
題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「兵庫県政務調査費の交付に関する条例」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第2条第1項及び第2項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第3項中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第3条中「第5条」を「第6条」に改める。

第4条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に改める。

第5条を削る。

第6条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に、「政務調査費に」を「政務活動費に」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項、第2項及び第6項中「第12条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第8条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1号及び様式第2号中「兵庫県政務調査費の交付に関する条例第4条」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項」に、「政務調査費経理責任者」を「政務活動費経理責任者」に改める。

様式第3号中「兵庫県政務調査費の交付に関する条例第4条」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項」に改める。

様式第4号中「政務調査費の交付を」を「政務活動費の交付を」に、「兵庫県政務調査費の交付に関する条例第5条」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例第6条」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「兵庫県政務調査費の交付に関する条例第7条第1項」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に、「但し」を「ただし」に改める。

様式第7号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「政務調査費収支報告に」を「政務活動費収支報告に」に、「兵庫県政務調査費の交付に関する条例」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費 _____円」を「政務活動費 _____円」に、

「

会	議	費	
---	---	---	--

」

を

「

会 議 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情等活動費		

に、

「

資 料 購 入 費		
広 報 費		

を

「

資 料 購 入 費		
-----------	--	--

に改める。

様式第8号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に、「政務調査費に係る」を「政務活動費」に、「兵庫県政務調査費の交付に関する条例」を「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費 _____円」を「政務活動費 _____円」

に、

「

会 議 費		
-------	--	--

を

「

会 議 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情等活動費		

に、

「

資 料 購 入 費		
広 報 費		

を

「

資 料 購 入 費		
-----------	--	--

に改める。

附 則

この規程は、兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第44号）の施行の日から施行する。